②　第１欄の道路から第２欄に所在する交差点を右折して第３欄の道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第１欄	第２欄	第３欄
一般国道220号	宮崎県日南市春日町（春日町交差点）	一般国道220号（宮崎県宮崎市の方向に限る）
一般国道220号	宮崎県日南市油津二丁目（油津交差点）	一般国道220号（宮崎県宮崎市の方向に限る）
一般国道220号	宮崎県日南市南郷町南町（南町交差点）	一般国道220号（宮崎県宮崎市の方向に限る）
一般国道220号	宮崎県日南市南郷町中村乙（目井津港入口交差点）	一般国道220号（宮崎県宮崎市の方向に限る）
一般国道220号	宮崎県串間市大字西方（今町交差点）	一般国道220号（宮崎県宮崎市の方向に限る）

⑵　橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、１の径間の１の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の２第１項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

北海道開発局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

令和８年９月１日　　北海道開発局長　岡下　　淳

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
音中道路	北海道中川郡音威子府村字音威子府128番２から同郡中川町字誉865番２地先まで
厚賀静内道路	北海道沙流郡日高町字美原341番３から同道新冠郡新冠町字高江70番２まで
一般国道238号	紋別市沼の上228番５から同市小向79番３まで
一般国道453号	北海道有珠郡壮瞥町字蟠渓12番２から同町字上久保内197番４まで

２　指定する期日　令和８年９月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり解除する。

令和８年９月１日　　北海道開発局長　岡下　　淳

１　解除する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道238号	紋別市沼の上228番５から同市小向79番３まで

２　解除する期日　令和８年９月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、あわせて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和８年９月１日　　北海道開発局長　岡下　　淳

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
音中道路	北海道中川郡音威子府村字音威子府128番２から同郡中川町字誉865番２地先まで
厚賀静内道路	北海道沙流郡日高町字美原341番３から同道新冠郡新冠町字高江70番２まで
一般国道238号	紋別市沼の上228番５から同市小向79番３まで
一般国道453号	北海道有珠郡壮瞥町字蟠渓12番２から同町字上久保内197番４まで

２　指定する期日　令和８年９月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり解除する。

令和８年９月１日　　北海道開発局長　岡下　　淳

１　解除する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道238号	紋別市沼の上228番５から同市小向79番３まで

２　解除する期日　令和８年９月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第４項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を指定し、併せて、同令第10条第２項の規定に基づき、当該道路の通行方法を下記のとおり定める。

令和８年９月１日　　北海道開発局長　岡下　　淳

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
音中道路	北海道中川郡音威子府村字音威子府128番２から同郡中川町字誉865番２地先まで
厚賀静内道路	北海道沙流郡日高町字美原341番３から同道新冠郡新冠町字高江70番２まで

２　指定する期日　令和８年９月１日

３　通行方法

次の通行方法によらなければならない。

橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、１の径間の１の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の２第１項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。